

改正案	現 行
<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。<u>特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。</u></p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 申請者は、災害に関する放送を行うものであること。また、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保する計画を有すること。</u></p> <p><u>10・11</u> (略)</p> <p><u>12</u> 地上基幹放送の業務（試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。</p> <p><u>13</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。）にあつては、<u>12</u>にかかわらず、できる限り毎日（スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあつては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日）放送を行うものであること。</p> <p><u>14～16</u> (略)</p> <p><u>17</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、<u>12</u>の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているものであること。</p>	<p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。</p> <p>(6)～(12) (同左)</p> <p>別紙1（第3条関係）</p> <p>(同左)</p> <p>1～8 (同左)</p> <p><u>9・10</u> (同左)</p> <p><u>11</u> 地上基幹放送の業務（試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。<u>ただし、テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送の業務は、この限りでない。</u></p> <p><u>12</u> コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務（当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。）にあつては、<u>11</u>にかかわらず、できる限り毎日（スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあつては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日）放送を行うものであること。</p> <p><u>13～15</u> (同左)</p> <p><u>16</u> (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>

ア 放送番組の編集

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、できる限り 1 週間の放送時間 （1 日につき午前 8 時から午後 8 時までの間に限る。） の 50% 以上を占めていること。

イ・ウ （略）

(4) （略）

18～23 （略）

別添 2 放送の区分と送信の標準方式について（第 3 条(7)イ、第 7 条(4)イ、第 10 条の 3(4)イ及び第 12 条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1)～(3) （略）

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

ア （同左）

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、1 週間の放送時間の 50% 以上を占めていること が望ましい。

イ・ウ （同左）

(4) （同左）

17～22 （同左）

別添 2 （同左）

1 （同左）

(1)～(3) （同左）

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

ア 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号）第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

イ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 88 号）第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

ウ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送を行う場合標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 91 号）第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

エ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン文字多重放送を行う場合標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 92 号）の規定に適合するものであること。

オ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 93 号）第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

ア 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 87 号）第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

イ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 88 号）第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

ウ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 93 号）第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(6) (略)
2 (略)

(6) (同左)
2 (同左)